

# ごみの処理は 正しく行つてください



## 家庭での「ごみの焼却」は禁止されています！

「ご家庭の簡易焼却炉（ドラム缶・ブロック積等）でごみの焼却をしないでいませんか？  
家庭から排出される「ごみ」を簡易な焼却炉で燃やしてしまひ、近所でごみを燃やして「悪臭がする」「のどが痛い」「洗濯物が汚れる」等の苦情が寄せられることがあります。野外で処理基準に従つた焼却炉以外でのごみの焼却（野焼き）をすることは、一部の例外を除いて禁止されています。

ビニール系のごみ等はダイオキシン等の有害物質が発生しますので絶対に燃やさないでください。生活環境を守るため、違法なごみの焼却をなくしましょう。

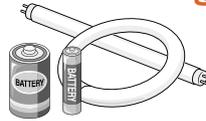
### ■焼却禁止の例外

- ・ 風俗や習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
- ・ 農業や林業または漁業を営むために、やむを得ないも

のとして行われる焼却  
たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であつて軽微なもの

## 蛍光灯・乾電池など有害ごみの収集を行います

9月は、蛍光灯や乾電池、水銀式の体温計や鏡などの有害ごみを収集する月です。各地区リサイクル会場及び拠点リサイクル会場で収集を行います。



有害ごみの収集は、一年のうち9月と2月の2回となつており、排出できる日が限られていますので、この機会にお忘れのないようにお出しください。

収集場所や日程については、各戸に配付してあります「平成25年度ごみ・資源物収集日程表」をご覧ください。  
なお、電球やグローランプ、割れた蛍光灯は、不燃ごみとして出してください。

## ごみの減量化にご協力を

ごみは一人一人の心がけによつて減らすことができます。ごみを減らすために、次の「4R」を心がけましょう。

- Refuse (リフューズ)**  
不要なものは断る
- Reduce (リデュース)**  
ごみを減らす
- Reuse (リユース)**  
繰り返し使う
- Recycle (リサイクル)**  
資源として再利用する

ごみはきちんと分別し、リ

サイクルすれば資源となります。

市でも、缶・ビン・ペットボトル・牛乳パック（お茶やジュース類の内側が白い紙パックを含む）・古紙類等の資源リサイクル品の収集を行っています。

詳しくは、「平成25年度ごみ・資源物収集カレンダー」をご覧ください。正しく分別し、ごみの減量化にご協力ください。よろしくお願いします。

### ■お問い合わせ

環境課環境政策担当  
（内線 131・132）

## 9月20日～26日は 動物愛護週間です



犬やねこの飼い主は、愛情を注ぐだけでなく、責任をもって飼わなければなりません。

ご近所とのトラブルを避けるためにも、ご自身の飼い方をもう一度見つめ直してみしましょう。県では、この週間にあわせて、「山梨県動物愛護デー」を開催し、犬・ねこの飼い方相談や犬・ねこ無料健康相談を行います。

そのほか、様々なイベントを企画しておりますので、ぜひご来場ください。

■日時 9月23日（月・祝）  
10時～15時

■場所 アイメッセ山梨  
（甲府市大津町2192-8）

### ■お問い合わせ

\* 山梨県福祉保健部衛生業務課

☎ 055-223-1489

\* 環境課環境政策担当（内線 131・132）

